

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人室蘭工業大学情報システム運用及び管理規程（平成21年度室工大規程第3号）に基づき、国立大学法人室蘭工業大学（以下「本学」という。）の情報システムの運用における事故或いは事件（以下「インシデント」という。）が発生した場合の行動を定め、早期発見・早期対応に努めることにより、インシデントの影響を最小限に抑え、早急な情報システムの復旧と再発防止を図ることを目的とする。

(通報受付)

第2条 国立大学法人室蘭工業大学情報セキュリティインシデント対応チーム（以下「CSIRT」という。）は、学内外からのインシデントの通報を受け付け、迅速に情報を集約する手段を整備し、周知・公表する。

2 CSIRTチームリーダーは、通報を受けたインシデントのうち、本学の情報システムの運用に関し緊急性を要するもの（以下「非常事態」という。）については、一次対応を実施した後、直ちに最高情報セキュリティ責任者（以下「CISO」という。）に報告する。

(非常時対策本部)

第3条 CISOは、非常事態の報告を受けたときは、直ちに非常時対策本部を設置し、被害の拡大防止、被害からの早急な復旧その他非常事態に対する対策等を実施する。

2 非常時対策本部は次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) CISO
- (2) 全学実施責任者
- (3) CSIRT構成員
- (4) 関連する情報システムの情報セキュリティ責任者

3 対策本部に非常時対策本部長（以下「本部長」という。）を置き、前項第1号の者をもって充てる。

4 対策本部に副本部長を置き、第2項第2号の者をもって充てる。

5 本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

(連絡窓口)

第4条 非常時対策本部に連絡窓口を設置し、副本部長が担当する。

2 副本部長は、本部長の指示に基づき、次に掲げる業務を行う。

- (1) 報告者、クレームの相手方、捜査当局、報道関係者等の外部との対応
- (2) 学内関係者からの情報の収集
- (3) 被害拡大防止や復旧のための緊急対策等の伝達
- (4) 非常時連絡窓口を中心とする連絡網の整備

3 前項第4号に定める非常時連絡網の連絡先は、非常時対策本部構成員のほか、全学における情報システムについては情報教育センター、部局等の情報システムについては当該部局等の情報セキュリティ責任者のほか、必要に応じて法律専門家、広報室を設定する。

(インシデント対応手順)

第5条 具体的なインシデント対応は、CISOが別に定める「インシデント対応手順」に基づき対応する。

2 非常事態の際は、CSIRT又は非常時対策本部がその都度定める指示が、他のすべての手順等に優先する。

(再発防止策の検討)

第6条 本部長は、非常事態への対応が終了した場合には、情報基盤委員会に報告書を提出するものとし、それをもって非常時対策本部を解散する。

2 CISOは、前条の報告書をもとに再発防止策の実施を図る。

附 則

この規程は、平成24年7月26日から施行する。

附 則（平成28年度室工大規程第28号）

この規程は、平成29年3月27日から施行する。

附 則（平成30年度室工大規程第14号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。